居宅療養管理指導運営規定

1. 医療法人とよたか歯科が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

1. 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し適切な指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第３条

１　とよたか歯科が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の従業者は要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活営むことが出来るよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

２　指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅管理指導の実施に当たっては居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

　（事業所の名称等）

第４条　名称及び所在地は、次のとおりとする。

　　１　名称　　　医療法人とよたか歯科

　　２　所在地　　山形県東根市大字蟹沢２２２１-１８

　　　　　　　　TEL　0237-41-1313

 FAX 0237-41-1314

 (職員の職種、員数及び職務内容)

第５条　指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の従業者の職種および職務内容は次のとおりとする。

　　１　歯科医師　１人　(常勤１名)

　　　　歯科医師は、居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

　　２　歯科衛生士　５人（常勤４名　非常勤１名）

　　　　歯科衛生士は歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、利用者利用者の口腔機能の維持回復が図れるよう指示・援助を行う。

　（営業日及び営業時間）

第６条　事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　　１　月～水、金曜日　　9:30~12:00 14:00~18:00

　　２　土曜日　　　　　　9:30~12:00 13:00~14:00

 ＊木、日曜日、祝日は休業します。

　（事業の内容）

第７条　指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

　　１　要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。

　　２　居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。

　　３　要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。

　　４　その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

　（利用料等）

第８条　指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

　　１　居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は厚生労働大臣が定める、単一建物居住者１人に対して行う場合516単位、単一建物居住者2人以上9人以下に大した行う場合486単位、それ以外の場合440単位とする。

　　２　歯科衛生士が居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める、単一建物居住者1人に対して行う場合361単位、単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合325単位、それ以外の場合294単位とする。

　　３　指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

　　４　前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

　　（通常の事業の実施地域）

第9条　居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の、通常の事業の実施地域は東根市、村山市、天童市、河北町、尾花沢市の一部、大石田町の一部（事業所から半径16㎞圏内）とする。

　　（苦情処理）

第10条　居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

　　（事故処理）

第11条　居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合には、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。

　　　　賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

　　（虐待防止のための措置）

第12条

１　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次に措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止に関する責任者の選定
2. 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
3. その他虐待防止のために必要な措置

２　事業者は、居宅療養管理指導の提供に当たり、当該事業所の従業

　　者又は養護者（利用者の家族等高齢者現に養護する者）により虐

　　待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これ

　　を市町村に通報するものとする。

　　（その他運営に関する重要事項）

第13条

　　　　１　従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備

　　　　　　する。

　　　　２　従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

　　　　３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の

　　　　　　秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれら

　　　　　　の秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

　　　　４　この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は

医療法人とよたか歯科が定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　付則　この規定は令和３年４月１日施行する。